

基準総則

建築物の高さ
令第2条

建築物の高さの算定における屋上部分の水平投影面積の計上方法について

平成25年春期部会

令第2条第1項第六号ロに規定する建築物の高さの算定における建築物の屋上部分の水平投影面積の計上方法については次のとおり取り扱うこととする。

建築物の高さの算定において、パラペットが周囲にあり、パラペットよりも低い位置にキュービクルやクーリングタワー等の電気・空調設備機器等がある場合、電気・空調設備機器等は高さの算入の要否に関わる屋上部分の水平投影面積に含めないものとする。